

平成25年11月26日開催の当会議における出席議員からの指摘事項に対する関係省庁の回答一覧

番号	質問内容	関係省庁回答欄	省庁名
1	バイオマスや地熱等は郊外に設置されることが多く、最寄りの送電線までの距離が長いことから送電網の費用負担が大きくなっている。送電網が脆弱な地域において必要な措置を講じるべき	送電線への接続のための費用については、発電事業者の負担が原則であり、現在その平均的な費用は固定価格買取制度の中で買取価格に反映させている。再生可能エネルギーの導入拡大に係る送電網の整備については、電力システム改革の議論も含めて今後議論が必要。	経済産業省
2	水素の貯蔵コストについて、更なるコスト低減に向けて取り組むべき。	例えば、欧米で1.5～2億円、日本で5億円程度と言われる水素ステーションの整備費用など、水素の貯蔵のためコストが高いという問題については、どこまでが規制の問題なのかという点も含めて、今後精査をしていく。	経済産業省
3	系統連系の問題について、第三者機関などで系統運用を見るという形にして、コスト低減を促すべきではないか。	系統連系の問題については、政府としても目配りすべく、手続きのルールなどを整備している。例えば、バンク逆潮流という一つの変電所の中での接続問題について、電力会社に一定のメニュー化された工事費用を支払えば解決できる。ただ、これらの問題は長期的な再生可能エネルギーの導入量を考慮しつつ、電力システム改革の中でも議論すべき問題であると認識。	経済産業省
4	固定価格買取制度の賦課金の問題について、回避可能費用に全電源平均の単価を用いるべきではない。回避可能費用が低いことにより、賦課金の額が大きくなっているのではないか。再生可能エネルギーの導入が増加した際に、減らす優先度の高いコストの高い石油火力等のなどコストを用いるべきであり、その場合現在の回避可能費用よりも大きくなり、国民が負担する賦課金額も減少するのではないか。	再生可能エネルギー電気の買取費用は、全国一律の賦課金を原資とする交付金と、各電力会社の電気料金に反映される回避可能費用によって賄われている。回避可能費用については、固定価格買取制度によって導入される再生可能エネルギー設備は20年以上の長期にわたり運転され、電力会社の供給計画に大きな影響を及ぼすものであり、こうした長期的視点に立った尺度として通常用いられる全電源平均によって評価することとしてきた。今後、ご指摘を踏まえ、賦課金が1年を単位として決定されることに回避可能費用の考え方を対応させるために適切な方法が何であるかを検討することとし、その際、電力システム改革によって一般電気事業者の概念自体がなくなることに伴い賦課金及び回避可能費用の捉え方も変わることで、仮に回避可能費用が大きくなる場合には電気料金の上昇圧力が高まり、地域による負担格差が拡大する可能性があることも念頭に置いて、検討を進めて参りたい。	経済産業省
5	環境アセスメントは、調査期間が長期間に及ぶのみならず多額な費用もかかる。期間の短縮化等を図るべきではないか。	環境アセスメントについては、できるだけ手続きを短くすることが必要であり、国や自治体の審査期間を短縮することに加えて、事業者が行うべき環境影響調査についても前倒しすることで更なる期間の短縮を図る。ただし、環境影響調査の前倒しには手戻りのリスクがあるため調査手法などの確立も行っていく。	経済産業省
6	エネファームについては補助をあと数年で終了させるということではなく、政府としても推進していくべき。	国としてエネファームの普及を強力に促進することは当然。これまでの導入補助により、開始時点である2009年のシステムの希望小売価格350万円(うち、140万円を補助)が、現在の実勢価格で160万円程度(うち、45万円を補助)にまで低下するなど、量産効果と技術開発により順調かつ着実に市場の自立化に向かって進んでいるところ。事業者にも目標を決めて努力を促す観点から、補助金には2015年という終期を当初から設定しており、市場で自律的に普及する目安となるシステム単価70～80万円へのコストダウンを早期に達成するため、海外における市場の獲得を含め、官民で努力を傾注していく。	経済産業省

番号	質問内容	関係省庁回答欄	省庁名
7	地域の需給バランスを保つにあたって、再生可能エネルギーについての質を十分確保すべきではないか。	固定価格買取制度の中では、再生可能エネルギーの電気の質について現在問うていない。他方、今後地域における需給調整も重要となってくるが、その際にはエネルギーマネジメントシステム(例えばGEMS)を用いて需要と供給をマッチングしたり、蓄電池を用いて電気の質を確保するということがあり得る。	経済産業省
8	買取価格について、2015年には30円程度になるという経済産業省の試算もあったが、そこまで仮に下がったとしても事業として採算が取れるのか。	ご指摘の価格は、将来の賦課金の負担を試算するために、単純な仮定を置いたもの。実際の買取価格は費用と利潤で設定している。いずれにせよ固定価格買取制度においては、イニシャルコストが回収できる買取価格を設定していくことは変わらない。	経済産業省
9	再生可能エネルギー発電について、実際に取り組む中で困ったことが3つ(アクセス・農地転用・融資)あったが、そのうち、第1種農地の転用については、法見直しにより、どのくらい簡素化されるのか。	農地転用については、再エネ発電設備の整備区域に第1種農地を設定する場合、 ① 太陽光発電については荒廃農地に誘導 ② 風力発電については荒廃農地に限らず設置可能とする方向で検討していきたい。	農林水産省
10	再生利用困難な荒廃農地について、荒廃農地は中山間地域に多く存在し、送電網の問題など様々な問題があり、13万haは絵に描いた餅になるおそれがある。固定価格買取制度の調達価格が下がっていく中で、整合性をもってやってほしいが、経済産業省と農林水産省はきちんと話をしているのか。	御指摘の13万haはポテンシャルの試算であり、再生利用困難な荒廃農地全てが太陽光発電設備の設置の対象となるとは考えていない。 固定価格買取制度の調達価格の低下については、太陽光パネルの価格の低下がコストに適正に反映されるものであるが、その上で一定の利潤が確保されるように設定されるものと承知。 農山漁村再生可能エネルギー法は経済産業省と一部を共管しており、これからの運用において、経済産業省と十分連携・相談しながら、様々な課題に対応していきたい。	農林水産省